

**令和 6 年度
事業計画書**

社会福祉法人 宗像会

令和6年度事業計画

I 基本方針

社会福祉法人宗像会くすの木園は、昭和59年4月に開園し令和6年度は40年目という節目の年を迎えます。これまでの歩みを振り返りながら次の10年、20年に向けたスタートを切るために、今年度の事業計画を定め、法人理念である「常に社会で生活する1人の人間として尊重され、地域で生活をする」と基本方針である「利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりを行います」の実現に向けた、地域に選ばれる組織づくりを進めていきます。

社会福祉法第24条第1項では、『社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。』とあります。また第2項において『社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。』と経営の原則が定められています。このような中で本会は質の高い福祉サービスを提供するとともに利用者の権利と尊厳を守っていきます。障害者への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活を総合的な支援を図っていきます。

このような法整備の中、令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は4年経過し、これまでは感染対策に追われ、年間行事の中止や縮小といった手立てをうちながら事業を進めてきましたが、昨年3月にはマスクの着用に関するルールが「個人の判断」となり、5月に新型コロナウイルスの感染症法上の分類も5類に引き下げられ、令和5年度になってやっとコロナ以前のような行事や催し物ができるようになりました。今後は各種の感染症を注意深く見ていきながら感染予防の徹底を図っていきたいと考えています。

さて法人の経営につきましては、社会福祉法や障害者総合支援法にありますように公益法人として社会福祉事業を効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、提供する障がい福祉サービスの質の充実及び向上、事業経営の透明性を図ります。

利用者の確保につきましては、令和5年度は古賀特別支援学校の生徒を迎えることができませんでした。入園者を増やすために、日中一時支援事業や、古賀特別支援学校高等部の実習を増やし、生徒や保護者の施設見学などを積極的に受け入れながら、「くすの木園に行きたい」「くすの木園に我が子を行かせたい」と思っていただけのように利用者の確保に取り組みます。

障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備や従事者に対しても研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないことを定めています。本会ではこれに基づき、虐待防止のために、理事長、管理者の責任の明確化と支援方針の明示は、職員の取組を支える大切な環境整備となるので、職員に会議等機会あるごとに支援方針を確認し浸透させ徹底させます。

社会福祉法人の制度改正で規定された公益的な取り組みについては、市内26の社会福祉法人（高齢者、児童、障がい児者の分野）で構成する宗像市社会福祉法人連絡会で連携・協働により地域における公益的な活動や学習会・討論会等を行うよう引き続き取り組みます。

くすの木園の支援サービスについては、就労継続支援B型事業で令和2年度に建設した原木椎茸栽培用のビニールハウスについては、今年も原木1,200本を3月に搬入し、伏せ込みをしています。9月ごろから浸水作業を行い、椎茸を発生させ収穫する予定です。前年に購入した1,500本の原木には多くの椎茸が発生し道の駅等の直売所に出荷して収益を上げています。加齢による利用者の体力低下などにより、外作業が難しくなった利用者に対応した室内作業として、乾燥椎茸等の内職作業など、心身に無理のない作業に取り組みます。

就労継続支援B型事業の支援メニューを増やすことで、利用者の確保にもつなげていきます。引き続き機能訓練に参加し、体力維持、集団での協調性や数字や数の学習面の向上を図るため、学習の訓練に参加します。

パン作業では、主要な購入先である宗像市及び福津市内の保育園の給食や宗像市の学童保育のおやつに提供していくため、引き続き衛生管理の徹底を図るとともに自身の健康管理にも努め、安全・安心なパン作りに取り組みます。

生活介護支援事業では生産活動を中心とした事業から、創作活動や機能訓練を充実してきた取り組みを今年度も継続します。機能訓練は身体機能の訓練及び学習能力の訓練をそれぞれの能力に応じた班分けにより実施します。

以上のような基本方針や諸課題をふまえ、令和6年度においては①利用者の確保、②利用者個々の状態に応じたサービスの提供、③安定的な仕事の確保、④就労及び地域社会での生活に必要な知識や能力の向上及び施設外実習の確保、⑤虐待防止をはじめとして職員のスキルアップのための研修機会の確保の5つを掲げ、利用者、事業者及び職員の視点から施設運営の安定化と健全な経営を目指し以下の事業計画を進めます。

II 法人の運営

1. 評議員会及び理事会について

法人の議決機関である評議員会及び法人の業務執行の意思決定機関である理事会を定款の定めに従い定期的に年2回（3月・6月）開催します。また、必要に応じて適宜開催します。

2. 監事監査等について

社会福祉法第45条の28及び定款第34条の規定による事業報告及び決算の監査を実施する他、社会福祉法第45条の18及び定款第20条の規定に基づき、監事はいつでも必要に応じて、理事及び職員の業務の執行の状況及び法人の財産等の状況について監査を実施し、その結果を評議員会及び理事会に報告します。

また、監事監査のほか会計事務所に外部監査を会計事務所に委託し、毎月指導を受け適正

で、かつ健全な施設経営のため監査機能の向上に努めています。

なお、法人の労務管理については、今年度も引き続き社会保険労務士により、指導・助言を受け適正な労務管理に努めます。

3. 経営基盤の強化について

障がい福祉サービス事業者としての倫理観の醸成、社会福祉法人としての法令の遵守、公益性、施設経営における効率性等について、経営基盤の強化を図るとともに、財務の健全化を図り、将来必要となる資金需要にも計画的に備えていきます。

今後も健全な施設経営を図るため、事業の費用対効果に配慮をしつつ利用者のサービスの低下をきたすことなく、時代のニーズに合った支援サービス事業を検討し、効率的な予算執行を図ります。

また、特定相談支援事業や利用者の状態にあわせた支援の取り組みなど、新たな利用者の確保及び利用者の流出防止等に繋がるよう当法人の特徴ある施策に取り組みます。

Ⅲ 施設の運営

1. 利用者確保及びサービスの充実について

- ① 生活介護支援事業 定員 28名
- ② 就労継続支援B型事業 定員 22名
- ③ 共同生活援助事業 定員 9名（くすくすホーム）
定員 8名（くすくすホーム二号館）
- ④ 短期入所事業 定員 1名
- ⑤ 日中一時支援事業 定員 4名（宗像市及び福津市から受託）
- ⑥ 特定相談支援事業

生活介護支援事業は、訓練室を活用した創作活動（絵画・工作・体操・音楽）が定着したのでより充実した内容に取り組みます。また機能訓練においては、身体と学習、ストレッチと体系づけてメリハリのある訓練をします。特に学習面では、お金を使って実際に身につく学習になるように昨年に引き続き取り組みます。さらに個別の自立訓練を機能訓練と連携して、日常生活の中で取り組みます。

一方、就労継続支援B型事業のフロンティア班においては、安全でかつ安心できるパンを保育園や学童保育に提供するとともに新たな商品開発を進め新たな顧客を確保し売り上げ増を目指します。あわせて利用者に対しては、パン製造に追われることなくさらに充実した支援に取り組みます。

また、ハートワーク班は、椎茸栽培に専門的な知識を持ったアドバイザーにより、ビニールハウスの椎茸栽培に適宜指導を受けながら、生産性と品質向上に取り組みます。また、福岡県椎茸品評会やホダ場コンクールにも挑戦します。

就労継続支援B型事業全体としては、利用者の高齢化や利用者確保の観点から室内作業な

どの軽作業にも重点を置き、利用者の広いニーズに対応できる生産活動へ見直し、新たな利用者の確保につなげます。

2. 組織体制の充実と職員の適正配置と職場の改善について

本会の理念や方針を明確化し、体系的な研修や学習会等の機会を確保し、必要なスキル・意識を習得できる研修を行います。また、資格取得への支援、キャリアパスの仕組みの確立により、将来像を描ける職場づくりを進めます。また、利用者本位の視点に立った障がい福祉サービスが十分に提供できるよう、業務内容、業務量及び利用者の状況等を分析検討し職員の適材適所の配置に努めるとともに支援事業や事務事業の責任体制と将来の施設経営安定化対策に努めます。

また、障害者福祉サービスを提供する職員については、国の人員配置基準を遵守し、2事業（就労継続支援B型及び生活介護）の定数等の検討も視野に入れ更なる充実と強化に努めます。

宗像市から指定を受けた特定相談支援事業も当法人の重要な事業と位置付けており、常勤職員2名体制で、障がい児を含め全ての障がいを対象に福祉サービスの利用が多様に活用できるように、また利用者の立場に立った支援事業に取り組み、利用者確保にもつなげていきます。

3. 会議等について

施設の適正な運営と職員の資質の向上を図るため、各種会議を定例的に開催し、指示命令の徹底、情報の共有、意思の疎通を図ります。

また、利用者の高齢化に伴い柔軟な支援メニューの見直し等による課題が予想されるので適切な支援計画を策定し、諸問題の整理、研究、協議など、いままで以上に職員の意識改革を進め、福祉専門職としての能力が図られるような会議の開催等に努めます。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 運営会議：毎月原則第4木曜日 | 理事長・管理者・幹部職員4名 |
| (2) 職員会議：毎月第1及び第3水曜日 | 管理者・職員 |
| (3) ミーティング：毎朝（午前8:30～8:45） | 管理者・職員 |
| (4) くすの木園勉強会 年3回実施
（6月、11月、2月） | 管理者・職員・保護者（適宜） |
| (5) くすくすホーム運営会議：適宜 | 保護者代表・世話人（保健師・看護師）
・夜間支援員・管理者・職員2名 |
| (6) 給食運営会議：年2回 | 委託業者（担当・栄養士・調理員）管理者・職員2名 |
| (7) くすの木園在り方検討委員会：月1回 | 支援課長及び主任支援員を除く支援員
将来構想部：必要に応じて開催
サービス提供向上部：必要に応じて開催 |

4. 職員の資質の向上

人材の育成については、本会の理念や方針を明確化し、体系的な研修や勉強会の機会を確保し、必要なスキル・意識を習得できる研修計画に取り組みます。また、資格取得への支援、キャリアパスの仕組みの確立により、将来像を描ける職場づくりを進めていきます。職員一人ひとりが意識改革をし、利用者へのサービス提供の在り方では、ニーズに対するよりきめ細かな対応、質の高いサービスに対する姿勢や福祉専門職としての自己研鑽に努める必要があります。

このためサービス提供に対する企画・立案や自己啓発、外部研修、研究協議会、他施設との交流などへの参加を積極的に行います。

職員研修については、職員が参加した研修会の報告による研修及び外部講師による専門研修を実施します。

また、実習指導者の資格を有する職員を福祉専門学校等へ講義・講演派遣により、職員のスキルアップを図ります。

職員の人材育成については、職員がそれぞれの職責に応じてどのような支援が求められているのか、職員自身が目標を定め、その結果を正しく評価し職員のモチベーションを高めます。また、職員の職務の状況等や異動等の希望などを記載した職員調書を徴取することにより、公平かつ適正な労務管理及び人事管理を行い職員の勤務意欲の向上を図ります。

5. くすの木園在り方検討委員会

くすの木園在り方検討委員会は、障がい者福祉関係法令の見直しや利用者のニーズの変化に対応するため、くすの木園の将来の在り方を検討し、健全な施設運営を確保することを目的に平成27年8月に設置しました。

発足当初に計画していた短期的構想課題を終結し、R2年度は【将来構想部】と【サービス提供向上部】の2部会制、R3年度は4つの項目毎の担当制にて会議の効率化と内容の向上を実現しました。

今年度は、これまでの経験を活かして、下記項目へ取り組んでいきます。

(1) 職員の働き方について

- ①資質の向上
- ②虐待防止の啓発
- ③業務改善の検討、提案

(2) サービス提供について

- ①利用者支援の検討
- ②活動内容の見直し
- ③利用者獲得方法の検討
- ④ホームページを利用したの情報発信

IV 利用者の支援及び特定相談支援事業

1. 利用者支援の基本方針について

利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりを行います。

- (1) 園は、利用者の自立の場として、生活自立の場、福祉的就労の場、一般企業等への就労の促進の場を目指し、生きがい追求の場として支援します。
- (2) 園は、地域のバックアップで設立された経緯を踏まえ、地域の福祉分野の中核となるよう努めます。
- (3) 重度、重複、高齢化が進む利用者の現状に対応できるよう環境整備を行います。
- (4) 支援員は、福祉専門職として、資質の向上に努め、利用者のニーズに合わせた事業の企画などを立案し的確なサービスを行います。

以上の基本方針の下に、くすの木園利用者、宗像市在住の他事業所利用者及び各支援学校卒業者を対象として、依頼のあったサービス等利用計画書を作成します。

特に、サービス利用計画書の作成については、本館内に相談室を常設し、あらゆる障がいを持った利用者や家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え、利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。また、保護者の皆さんには、くすの木園の中のサービス、その他、福祉サービスに関することが何時でも相談できるよう体制を整えます。

(5) 給食サービスの提供について

調理等の給食業務については、平成18年6月1日から給食専門業者に委託しており、3年毎に検討し契約をしています。利用者の皆さんに喜んでもらえるようなおいしい給食を提供するため、職員及び業者で構成員する「くすの木園給食運営委員会」を設置し、献立に関する事項及び運営上の諸問題について協議、検討します。

① 給食サービスの提供に関して次の事項を重点に取り組みます。

- ・利用者の皆さんに喜んでもらえる献立の工夫
- ・健康面や高齢化に配慮し、カロリーや塩分、糖質等、適正な量での提供
- ・仲間とともに食べる喜びとともに食事のマナーの向上
- ・行事食など季節感を取り入れ、感受性を育てる工夫
- ・咀嚼力を高める支援
- ・ゆっくり食べるように食事時間の見守り支援
- ・個々に応じた刻み食、切り込み等食べやすい形での提供や見守り支援
- ・水分の補給の見守り支援
- ・誤嚥予防のために食事の際の姿勢や食べ方の見守り支援

② 給食運営委員会を開催します。

定例の給食委員会、個々のケースに応じた支援の検討

③ 食品安全衛生管理に努めます。

利用者及び職員の健康管理とともに調理員の健康面に配慮し、トイレ等環境の整備、衛生に努めます。

- ④ 感染症予防及びまん延防止のため、食堂内の密を避けるため、座席配置の変更、パーティションの設置等の対策を講じます。また、黙食に努めるように支援を行います。

2. 支援事業

テーマに沿ってより特徴ある事業を展開していきます。

(1) 就労継続支援B型事業

● **ハートワーク班**

☆テーマ：【安全に心がけ、個々の個性を伸ばしながら安心できる生産活動を行います。

さらに、日々の体調管理に努めます。】

目標：生産活動を基本として、個々の能力、体力にあった作業技術、能力の向上、維持を図り、達成感、働く喜びを感じられるように支援します。

また、挨拶、清掃、買い物、調理等の訓練による社会性の向上、自立の向上を目指します。

作業内容

① 椎茸栽培

- ・ 4年目となる新ホダ場での効率的な椎茸栽培を目指し、今年度は新原木の本数を1,500本から1,200本に減らしました。本数を減らしたことにより、今まで以上にホダ木の状態や気温等のデータ管理を徹底して、品質の向上と収穫量の安定化を図ります。
- ・ より良い品質の椎茸作りを実践して、12月に行われる福岡県椎茸品評会での受賞を目指します。
- ・ 椎茸の包装方法や販売方法等を考え、工夫し売り上げ向上を目指します。

② アルミ缶作業、③ペットボトル分別、④除草作業、⑤ミニ門松製作、

⑥ 乾燥野菜作り

(椎茸のスライス、乾燥椎茸の袋詰め等)

- ・ より良い品質の乾燥椎茸作りを実践して、12月に行われる福岡県椎茸品評会での受賞を目指します。
- ・ 乾燥椎茸を定期的に直売店や販売会等に出荷して売り上げ向上を目指します。
- ・ 乾燥椎茸の商品、販売方法を工夫、研究し売り上げ向上を目指します。
- ・ ふるさと納税の返礼品として乾燥椎茸を出荷します。

⑦ 下請け作業

- ・ 室内作業として継続的に数種類の下請け作業を受け、体力的に外作業が難しい利用者が無理をせず、毎日継続的に作業できる環境を作っていきます。

- ・現在、継続的に請けている箱折り作業において、皆が作業に参加して、一人ひとりの能力を伸ばし、作業量と作業スピードの向上を目指します。

⑧ リサイクル作業

訓練・支援内容

- ① 生産活動を通して、個々の作業技術及び能力の向上を目指します。
- ② 毎朝のミーティングやリハビリを通して、また作業の中でも挨拶の訓練及び傾聴する態度を身につけるように努めます。
- ③ 毎朝の検温や毎月定期的に血圧、体重測定を行うことにより健康維持及び管理に努めます。
- ④ 感染予防の為、手洗いやうがい、消毒、換気等の徹底と意識向上を目指します。
- ⑤ 適切な衣類の着用や整容面の支援を行っていきます。
- ⑥ 安全に食事ができるように食事マナーの習得を目指した食事支援に取り組んでいきます。
- ⑦ 小銭、お札の模造品を使い、金銭を理解できるよう勉強の時間を設けていきます。
また、宿題等の取り組みにより、金銭や時間、文字、計算等の理解向上を目指します。
- ⑧ 乾燥椎茸作業において、調理器具の安全な取り扱いを訓練します。
- ⑨ 定期的な販売会に出向き、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- ⑩ 園外作業で地域との交流を通して挨拶能力及び社会性の向上を図ります。
- ⑪ 作業場の毎日の清掃に加え、定期的にマンツーマンで掃除の仕方を教え、清掃能力の向上を図ります。
- ⑫ 利用者の体力、体調面に応じて、適宜室内作業の内容を工夫し、利用者が継続的に作業できるように取り組みます。
- ⑬ 椎茸の植菌から採取、袋詰めスライス、乾燥などの加工の作業を体験することで、生産の喜びを感じてもらえるようにします。
- ⑭ 利用者の適性を理解、把握し、個々に合った作業内容等を提供するように努め、皆が作業する喜び、楽しみを持った日々を送れるようにします。
- ⑮ リハビリ訓練に参加し、体力維持、集団での協調性を養います。
- ⑯ リハビリ訓練に参加し、数や文字の学習面の向上を図ります。
- ⑰ 年に数回、買い物実習と調理実習を企画して、自分で会計や調理をする経験をして、お金を使う喜び、料理を作る喜びを感じてもらいます。

● フロンティア班

☆ テーマ：【お客様が笑顔になれる美味しいパンを提供し、常に安心・安全のパン作りを心掛け、共に働く仲間と切磋琢磨し日々向上を目指します。】

目 標

- ・元気にパン作業やリサイクル作業に取り組めるように、健康維持に努めます。
- ・作業や活動をとおして、報告・連絡・創意工夫ができる力や仲間との協調性を養います。
- ・パン作業をとおして、仕事に意欲をもって参加していける環境づくりに努めます。

作業内容

- ① パンや菓子の製造、配達
- ② メール便チラシ詰め、シール貼り他、室内作業
- ③ リサイクル作業（3週間に1週）
- ④ 必要に応じて園内、園外実習等

訓練・支援内容

衛生管理

- ① 毎日の検温や体操、月に1度の血圧・体重測定を行い、健康維持及び管理に努めます。
- ② 日々の作業をとおして個々の能力を十分に生かし、一人一人が積極的に技術向上に取り組み、仲間と協力して作業ができるような、環境づくりに努めます。
- ③ 異物混入ゼロの安全・安心なパン作りの意識を高め、手洗いの徹底や身だしなみ等衛生管理に努めるとともに、清掃や洗い物の洗い残し・拭き残しがないように丁寧に取り組みます。

技術向上

- ④ 細部まで丁寧に作業を行えるように、作業技術の向上を図ります。
- ⑤ よりよい生地作りを目指ために、パン生地の丸め・伸ばし作業を一つ一つ丁寧に取り組めるように支援します。
- ⑥ お客様の手に届くまでが一つの作業という認識を持ってもらい、袋詰め作業を集中してできるように取り組みます。
- ⑦ ラベルの貼り間違えがないように支援します。
- ⑧ パイローラーやマフィンのミキシングの手順を間違わず、丁寧に行えるように支援します。

自立に向けて

- ⑨ 分割作業を通して、生地のをさを計ったり数を数えたりして数字の理解を深めます。
- ⑩ 社会性を養うために、毎日のミーティングの司会を当番制で行い、皆の前で話す

機会を提供します。

- ⑪ 協調性を養うために、相手の話を聞く力を身につけるとともに自分の想いや考えを伝えられるようにコミュニケーション力の向上を目指します。
- ⑫ 定期的なパンの販売・配達をとおして、社会性を学びコミュニケーション能力を高め、地域との交流を図ります。
- ⑬ 創作活動や余暇活動を通して、仲間と楽しい時間を共有する喜びを感じてもらえるように支援を行います。
- ⑭ 必要に応じて園外実習の取り組みや就業生活支援センターやハローワークと連携を取りながら就労支援を行います。

(2) 生活介護支援事業

● **ドリーム班**

☆テーマ：【個々を活かした愛にあふれるスマイル支援】

目 標

- ① 楽しい園生活が維持出来るように健康管理に努めます。
- ② リハビリ訓練・創作活動・生産活動のバランスを考えつつ、個性を大切に本人の生きがい、自立に繋がる体験をメニューに取り入れる工夫をします。
- ③ リハビリ訓練を通して身体機能の維持・回復に努めます。
- ④ 創作活動を通して自分が楽しみ、仲間と過ごす楽しさを知り、協力し合う力や連帯力を養うことに努めます。
- ⑤ 生産活動に参加することで工賃を得る喜びを感じてもらい、作業を通して意欲・集中力・持続力を高められるようなサービスに努めます。
- ⑥ 各々の高齢化に配慮したサービスに努めます。
- ⑦ 個人の障がいや特性に合わせた支援・サービスに努めます。

活動内容

- ① リハビリ訓練
上下肢体操、歩行訓練、起立訓練、バランス訓練、レクリエーション（文字・数の認識）、ストレッチ
- ② 創作活動
全体工作、音楽、貼り絵・体操
- ③ 生産活動
菓子箱組立、歯科治療用ガーゼ折り、歯科カルテシールはがし、EM ボカシ作り、その他下請け作業、セラシート作業
- ④ 余暇活動
室内レクリエーション、DVD鑑賞、園外活動、季節行事等

支援内容

- ① 日常生活の支援と共に作業支援も行います。特に日常生活に関しては、家庭と連携し、相談を受けながら助言・支援を充実します。
- ② リハビリ訓練ではOT（作業療法士）による週1回の身体機能訓練やストレッチによるバランス訓練への取り組みを充実します。
- ③ 月に1回全員で工作活動や、グループに分かれて創作活動（音楽）を行います。
- ④ 週に1回グループに分かれて、創作活動（体操）を行います。
- ⑤ 毎朝のラジオ体操・わかめ体操・ストレッチ体操・ウォーキング・起立訓練・口腔ケアを行い、健康維持に努めます。
- ⑥ 個別の自立訓練を適時行います。
（お金の学習、手先の訓練、家事練習、数の概念、文字の学習、発声練習、掃除の仕方等）
- ⑦ 個別の家庭学習を家庭と協力して支援します。
- ⑧ 各々の健康管理のため、手洗いの確認と見守りを行います。また看護師を中心に歯磨き支援や月に1回の血圧・体重測定（バイタルチェック）を行います。
- ⑨ 月に一回、嘱託医による定期健診を行います（2）生活介護支援事業

（3）特定相談支援事業

障害者総合支援法により、障がい福祉サービスを利用する全利用者が（知的・精神・身体・発達・難病等）サービス等利用計画書作成の対象となり、宗像市においても相談支援体制の強化が図られています。

くすの木園では、このような市の要請に呼応し平成25年4月から宗像市特定相談支援事業を立ち上げました。

さらに平成27年3月から専任の非常勤職員1名を配置し、常勤1名・非常勤1名の計2名体制で業務を行い、令和2年4月からは常勤職員2名体制となっています。

現在、くすの木園利用者、宗像市、福津市在住で他事業所の利用者及び各支援学校からの依頼を受け計画相談支援及び基本相談支援事業を行っています。

くすの木園の本館内とくすくすホーム二号館内に相談室を設置し、すべてのサービス等利用計画書を適宜、的確に作成し利用者やご家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。（くすくすホーム二号館相談室は事前予約で曜日を限定せず相談受け付けをしています。）

また、新たに始まった令和4年度宗像市個別避難計画作成モデル事業において災害時に特に配慮の必要かつ災害リスクの高い場所に居住する要支援者の計画作成の取り組みに協力を表明しています。

3. 社会参加促進事業について

通所生活に潤いと変化をもたらすために、スポーツ・芸術文化活動・レクリエーション等を行うことにより、教養や情操を高めること及び喜び、楽しさ、また健康維持と健康促進などを目的に種々の行事を行います。

感染症予防対策にしっかり取り組み、その時々状況を見ながら行事の変更等がありますが、その主なものは次のとおりです。

- ・ 5月 : 遠足
- ・ 7月 : お楽しみ会
- ・ 9月 : 日帰り旅行
- ・ 10月 : 運動会
- ・ 11月 : まごころギャラリー
- ・ 12月 : 餅つき大会
- ・ 3月 : 春の集い（利用者、保護者、職員）
- ・ クラブ活動
（ドライブ、カラオケ、太鼓、ウォーキング、調理、絵画）
- ・ 第1及び第3土曜日午後の余暇活動（ドライブ、カラオケ、DVD鑑賞）
- ・ 就労継続支援B型事業の余暇活動（外出、買い物、調理）
- ・ 生活介護事業の余暇活動（外出等）

4. 緊急家庭支援システムについて（平日・休日預かり）

くすの木園独自の取り組みとして、保護者が仕事や病気等により家庭において一時的に利用者の世話が出来ない状況にあるときは、他の福祉施策を利用するまでの間、次の条件で支援します。

- (1) 支援理由 : 病気、出産、事故、災害、失踪、外出、転勤、付添い看護等
- (2) 支援員 : 生活支援員等
- (3) 利用時間 : 平日 : 17:00~20:00、休日 : 8:00~20:00
- (4) 利用料 : 施設使用料1日300円
- (5) 支援料 : 1時間700円
- (6) 食事代 : 実費(500円程度)

ただし、グループホームの短期入所が利用できる場合はホームを利用させていただきます。

5. 健康（危機）管理

施設内やホーム内において利用者の健康被害の発生予防については、細心の注意を払うとともに、重大な健康被害が発生した場合には健康危機管理マニュアルに基づき各関係機関と連携を図りながら拡大防止、治療等に関する処置を迅速かつ適切に行ないます。

また、看護師2名を適時配置し健康維持対策と緊急事態に即応したAED（自動体外助細動器）の取り扱い研修や消防署の救急救命講習会へ職員を積極的に参加させ緊急時の対処策を講じるとともに配置している看護師により毎年実施している定期健康診断の結果を基に利用者の状態を把握し、毎日の健康管理に努めます。

毎年冬場に発生するインフルエンザ及び新型コロナウイルスの感染予防については、毎日の手洗い消毒・うがいの徹底や検温、マスクの使用など対応策を講じています。今年度も引き続き手洗い・マスクの着用、各部屋の消毒等を徹底し、利用者および職員の感染症対策に取り組みます。また、発熱者が出た場合は、利用者への感染を防止するため、専用の部屋を用意し保護者の迎えがあるまで待機してもらうようにします。

平成28年度から生活介護の利用者に対して、主治医の内科検診を3カ月に1回実施していましたが、令和4年度からは毎月の実施とし、今年度も継続して健康状態の見守りを行います。

くすの木園の定期健診と日々のバイタルチェックの結果を参考に日常生活上の助言を行うとともに食生活のコントロールを行います。

くすくすホーム及びくすくすホーム二号館では、看護師（1名）を配置し毎週1回バイタルチェック（心拍、体温、血圧など）を実施します。

また、入居者全員、毎朝くすの木園看護師と連携をして血圧測定をし、家庭に毎日の測定結果とバイタルチェックの結果を家庭に連絡をして入居者が健康な状態で安心して生活できるようにしていきます。

くすの木園の定期健康診断とバイタルチェックの結果を参考に日常生活上の助言を行うとともに食生活のコントロールを行い、週に2回ホーム帰宅前に15分間のウォーキングを実施し、生活習慣病予防に努めます。

グループホームでは、毎朝健康チェック（検温・視診）を実施し体調不良者を隔離し集団感染を未然に防ぐようにします。

コロナ感染予防の為、手洗いの徹底やホーム内でのマスク着用、アルコール消毒等を継続して行います。

くすの木園では、次の健診を実施します。

- (1) 定期健康診断（年一回）
- (2) 嘱託医による内科検診・健康診断（3月）
- (3) 宗像歯科医師会による歯科検診（10月）
- (4) 訪問歯科治療（希望者のみ）（週に1回）
- (5) 嘱託医による内科検診（生活介護利用者）（月一回）
- (6) グループホームの健康メディカルチェックと健康相談（週1回）

6. 安全対策について

施設の運営上、利用者の安全対策は重要であるため、日頃から利用者の行動等には十分注

意を払うとともに、施設設備の安全点検を実施します。

① 防火・防災対策等

くすの木園、くすくすホーム及びくすくすホーム二号館それぞれの消防計画を作成し、年2回の避難訓練を行うとともに、消防用設備等の定期的な自主点検と年1回の業者による点検を実施します。また、訓練や点検等を通して、各職員の防火・防災意識を高めます。

特にくすくすホーム及びくすくすホーム二号館の防火設備は、スプリンクラー（自動消火装置）の設置、消防本部への自動火災通報装置、火災報知器など備えています。

② 防犯対策

くすの木園及びグループホームの防犯対策については、防犯マニュアルに基づいて、施設の安全点検や安全教育（防犯訓練、避難訓練）の実施及び緊急事態発生時の対処など、職員の防犯意識の徹底を図り、利用者の安全・安心に努めます。

防犯設備については、平成30年2月くすの木園に防犯カメラを設置し犯罪の抑止効果を図っています。

また、くすくすホーム及びくすくすホーム二号館については、来訪者確認のテレビモニターの設置や警備保障会社への防犯通報システムなど防犯対策を行っています。

なお、くすくすホーム二号館については、防犯カメラを設置し犯罪の抑止効果を図ります。

③ 交通安全・車両整備等

利用者の交通安全に対する意識の向上のために、宗像署と宗像交通安全協会の協力による交通安全教室を実施します。

（3年間コロナ感染予防の為、実施出来ていません。）

車両整備に関しては、安全運転管理者を中心に事業所における全車両において、毎月の洗車を心掛け、毎回の始業・終業点検、毎月1回の整備点検を実施します。

また、運転を行う職員に対して、日頃から余裕のある運転を心がけ、安全運転やマナー運転の徹底を図ります。

令和4年10月1日より（アルコール検知器の使用等）が安全運転管理者の新たな業務として義務化されることとなりそれに伴って毎朝のアルコールチェックを継続して行います。

V グループホーム（くすくすホーム）の運営について

ホームの運営にあたっては、社会福祉法人宗像会運営規程、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（共同生活援助）事業所くすくすホーム運営規程、短期入所（ショートステイ）くすの木園運営規程、くすくすホーム世話人行動指針及びくすくすホーム夜間支援従事者の配置等をとおして入居者の安全や人権を遵守して共同生活援助事業の円滑かつ適正な運営に努めます。

なお、くすくすホーム運営委員会及びくすくすホーム二号館運営委員会においては、よりよい環境の中で安心して満足した生活ができるように関係保護者と協議を重ね、意義ある会の運

営に努めます。

また、入居者の自立の場、個人の生活の場を考慮した支援計画を作成し、入居者に応じたきめ細やかな支援をします。

保護者の高齢化にともない将来について心配する意見がありますが、世話人の人材不足を考慮しながら、保護者や入居者が安心して慣れたホームで生活できるように開所日程を検討していきます。令和6年4月よりくすくすホーム二号館では保護者の取次の軽減を考え、第一土曜日の開園前日をホームに宿泊に変更します。

短期入所（ショートステイ）では、保護者の緊急時の対応と利用者の自立生活の練習の場として、利用者及び保護者が安心して利用できるように努めます。

VI 地域福祉の推進

施設設立の経緯を踏まえ、地域福祉の中核となるよう努め、その一環として次の事業を行います。

1. 日中一時支援事業について

日中一時支援事業は、障がい者を一時的に預かり、日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減などを図ることを目的とした事業で、宗像市及び福津市と委託契約を締結し、委託に基づき特別支援学校高等部の春・夏・冬休みや第一・第三土曜日の開園日に利用者を受け入れています。

2. 実習生、見学者の受け入れについて

福祉の担い手として福祉従事者養成機関、4年生大学、福祉専門学校、市内中学校の職場体験の実習生受け入れ、将来の利用者確保として特別支援学校、特別支援学級からの実習生受け入れを引き続き積極的に取り組みます。

また、特別支援学校の生徒や保護者、地域の方々に対して、園の紹介や見学の受け入れ、まごころギャラリーなどをおして積極的に見学者を受け入れることで、地域に開かれた施設を目指します。

3. ボランティアとの交流について

生活、作業自立支援、クラブ活動や園内外の行事等を安全・安心して実施するうえで、ボランティアの皆さんに果して頂く役割は大きいものがあります。

利用者の皆さんと日頃の園生活を通して触れ合うことができるよう、平成28年8月から毎月第4月曜日をボランティアさんの日として実施していましたが、令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から月1回の「ボランティアさんの日」は実施出来ませんでした。今年度も新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら「ボランティアさんの日」の実施を考えます。実施日は第4月曜日と固定せずリサイクル作業に従事する週、または業務が多忙な

日を中心に実施します。

また、園内外の活動にもボランティアをお願いします。

なお、多方面からのボランティアの受け入れを呼びかけるとともに、宗像市ボランティアセンターとの連携を大切に地域との交流も積極的に図ります。

4. 地域との交流について

- (1) 地域に信頼され、開かれた施設として、また、地域福祉に貢献する施設としてその役割を果たすことは施設の使命です。このため地域行事等の機会をとおり生産製品の販売、購入の協力をします。
- (2) 施設行事（餅つき大会、まごころギャラリー等）への案内をします。
- (3) 毎週月曜日のクリーンアップ宗像運動の実施に努めます。
- (4) 月1回のボランティアさんの日に作業・行事を通して交流します。

利用者の家族、ボランティアや地域住民の多くの皆さんが、施設の行事などに関わっていただき地域に開かれた施設運営を行い、多くの皆さんの目で利用者を見守って頂くことで、防犯体制にもなることから、今後も地域とのつながりを大切にします。

5. 障害者虐待防止の更なる推進にむけて

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込みます。

- ①従業者への研修実施（年1回以上）
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する
- ③虐待の防止等のための責任者の設置

【虐待防止委員会】（年1回以上定期的に開催）

委員長：管理者

委員：虐待防止マネージャー（サービス管理責任者）

看護師・支援員

利用者や家族の代表者

苦情解決第三委員

<役割>

- ・研修計画の策定
- ・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携 等

6. 身体拘束廃止に向けて

身体拘束廃止に向けて、運営基準に以下の内容を盛り込みます。

当事業所（事業所名）における身体拘束等の適正化のため、指針を定めます。

身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- ア 身体拘束適正化委員会の設置
- イ 身体拘束適正化委員会の役割
- ウ 身体拘束適正化策担当者の設置

事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きに関する基本方針を定めます。

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合の組織的検討について
- ② 個別支援計画への記載及び障害者・家族への十分な説明について
- ③ 必要な事項の記録及びその保管について

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、身体拘束等の適正化の推進に取り組むこととします。

7. 感染症・自然災害発生時における業務継続計画について

感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。

- ・業務継続計画について、職員に周知するとともに、必要な研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的の実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

8. 衛生管理等に係る取り組みについて

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に（概ね3月に1回以上）開催し、その結果を職員に周知します。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修（年2回以上）並びに訓練（年2回以上）を定期的の実施します。新規採用時にも研修を実施します。

VII 保護者との連携

1. 目的：園に対する円滑な運営に資するため、助言及び援助をします。

2. 連携事業

- ・保護者会総会へ参加し事業計画や予算の説明
- ・年1回職員と保護者の合同研修会
- ・保護者と利用者のレクリエーション（卓球バレー、生活介護発表会等）
- ・運動会、餅つき大会、春の集いなどの園の行事